

当社は、一般社団法人投資信託協会(以下、「協会」という。)の定款の施行に関する規則第10条第1項第17号イの規定に基づき、別紙様式第21号の「正会員の財務状況等に関する届出書(以下、「協会報告書面」という。))」を協会に提出し、当社のHPに当該協会報告書面を掲載するとともに、協会HPに当社の当該掲載箇所への直接のリンク先を登録しております。

当社が、関東財務局長に提出した特定有価証券の有価証券報告書及び半期報告書は、EDINETにて閲覧が可能です。

なお、協会報告書面中の監査報告書／中間監査報告書は、監査報告書／中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

一般社団法人 投資信託協会
会 長 岩崎 俊博 殿

(商号又は名称) スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社
(代表者) 代表取締役社長 岡田 聡 ㊞

正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 17 号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

1. 委託会社等の概況

(1) 資本金の額 (2018 年 11 月末日現在)

資本金の額	3 億円
会社が発行する株式の総数	100,000 株
発行済株式総数	60,000 株
最近 5 年間ににおける主な資本金の額の増減	該当事項はありません。

(2) 会社の機構 (2018 年 11 月末日現在)

A. 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会において選任され、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定します。また、取締役会は、社長 1 名、副社長、専務取締役および常務取締役若干名を定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを召集し、議長となります。

社長に事故または欠員があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を収集し、議長となります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもっておこないます。

B. 投資運用の意思決定機構

◆PLAN : 計画

運用部は、運用の基本方針や運用ガイドラインなどを策定し、代表取締役副社長が承認します。

ファンドマネジャーは、決定された運用の基本方針等に基づいて運用計画を月次で策定し、運用部長が承認します。

◆DO : 実行

ファンドマネジャーは、決定された運用計画に沿ってポートフォリオの構築などファンドの運用をおこなうとともにファンドの運用状況を管理します。

ファンドマネジャーは、運用者としての行動基準および禁止行為等が規定された運用規程を遵守することが求められます。

運用部長は、ファンドの運用が計画に沿っておこなわれていることを確認します。

◆CHECK：検証

運用部長は、ファンドマネジャーより適宜運用状況についての報告を受け、必要に応じて改善策の検討等を指示します。

また、法令等や運用ガイドラインの遵守状況等については、運用部門から独立したコンプライアンス部がモニタリングをおこないます。

モニタリングの結果は、速やかにファンドマネジャーにフィードバックされ、ファンドの運用に反映されます。

上記のとおり、委託会社では、PLAN-DO-CHECKのPDCサイクルによる一貫した運用プロセスに基づいた運用をおこなっています。

2. 事業の内容及び営業の概況

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定をおこなうとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）をおこなっています。

なお、2018年11月末日現在、委託会社が運用の指図をおこなっている証券投資信託（マザーファンドを除きます。）は次のとおりです。

種類	本数	純資産総額（円）
追加型株式投資信託	8	73,471,154,615
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	0	0
単位型公社債投資信託	0	0
合計	8	73,471,154,615

3. 委託会社等の経理状況

- (1) 委託会社であるスカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに、同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。また、委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに、同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」により作成しております。
- (2) 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- (3) 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期事業年度（自2017年4月1日至2018年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期事業年度に係る中間会計期間（自2018年4月1日至2018年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2018年6月1日

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 松崎雅則印

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山田信之印

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているスカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの第4期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社の2018年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(監査報告書の謄本を添付しております。)

1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(1) 【貸借対照表】

期別		前事業年度 (2017年3月31日現在)		当事業年度 (2018年3月31日現在)	
		内訳(千円)	金額(千円)	内訳(千円)	金額(千円)
(資産の部)					
流動資産					
預金	※2		268,308		151,653
前払費用			16		32
未収委託者報酬			79,640		193,333
流動資産計			347,965		345,019
固定資産					
有形固定資産			5,009		3,128
建物	※1	808		757	
器具備品	※1	4,200		2,371	
固定資産計			5,009		3,128
資産合計			352,974		348,148
(負債の部)					
流動負債					
預り金			789		865
未払金			43,075		115,165
未払手数料	※2	29,009		92,222	
未払委託調査費		10,398		18,840	
その他未払金		3,666		4,103	
未払費用			495		697
未払法人税等			1,721		2,178
未払消費税等			1,017		6,452
賞与引当金			6,372		6,591
流動負債計			53,472		131,951
負債合計			53,472		131,951
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			300,000		300,000
資本剰余金			300,000		300,000
資本準備金		300,000		300,000	
利益剰余金			△ 300,497		△ 383,802
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		△ 300,497		△ 383,802	
株主資本計			299,502		216,197
純資産合計			299,502		216,197
負債・純資産合計			352,974		348,148

(2) 【損益計算書】

期別		前事業年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)		当事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		
		科目	注記番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)
営業収益						
委託者報酬			298,124		567,861	
営業収益計				298,124		567,861
営業費用						
支払手数料	※1			110,652		251,616
広告宣伝費				3,683		2,775
調査費				96,475		132,690
調査費			3,811		3,968	
委託調査費	※1		92,664		128,722	
委託計算費				31,501		39,837
営業雑経費				23,381		32,570
通信費			321		461	
印刷費			22,477		31,247	
諸会費			536		852	
その他			46		7	
営業費用計				265,694		459,490
一般管理費						
給料				151,352		157,746
役員報酬			36,000		36,000	
給料・手当			98,187		102,709	
賞与			10,792		12,446	
賞与引当金繰入額			6,372		6,591	
法定福利費				3,285		3,517
福利厚生費				168		302
業務委託費				82		—
交際費				569		723
寄付金				30		30
旅費交通費				3,858		6,125
租税公課				3,232		3,573
不動産賃借料				10,145		10,145
固定資産減価償却費				2,923		1,880
消耗品費				1,066		904
支払報酬料				4,945		4,991
支払手数料				116		118
諸経費				637		1,316
一般管理費計				182,414		191,375
営業損失				149,984		83,004
営業外収益						
雑収入			21		3	
営業外収益計				21		3
経常損失				149,963		83,000
税引前当期純損失				149,963		83,000
法人税、住民税及び事業税				304		304
当期純損失				150,267		83,305

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度 (自 2016 年 4 月 1 日至 2017 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
当期首残高	300,000	300,000	300,000	△150,230	△150,230	449,769	449,769
当期変動額							
当期純損失 (△)				△150,267	△150,267	△150,267	△150,267
当期変動額合計	—	—	—	△150,267	△150,267	△150,267	△150,267
当期末残高	300,000	300,000	300,000	△300,497	△300,497	299,502	299,502

当事業年度 (自 2017 年 4 月 1 日至 2018 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
当期首残高	300,000	300,000	300,000	△300,497	△300,497	299,502	299,502
当期変動額							
当期純損失 (△)				△83,305	△83,305	△83,305	△83,305
当期変動額合計	—	—	—	△83,305	△83,305	△83,305	△83,305
当期末残高	300,000	300,000	300,000	△383,802	△383,802	216,197	216,197

(重要な会計方針)

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。ただし、建物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	18年
器具備品	4～6年

2. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 平成 30 年 3 月 30 日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 30 号 平成 30 年 3 月 30 日)

(1)概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の 5 つのステップを適用し認識されます。

ステップ 1：顧客との契約を識別する。

ステップ 2：契約における履行義務を識別する。

ステップ 3：取引価格を算定する。

ステップ 4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ 5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2)適用予定日

平成 34 年 3 月期の期首より適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

※ 1. 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2017 年 3 月 31 日現在)	当事業年度 (2018 年 3 月 31 日現在)
建物	81 千円	132 千円
器具備品	7,437 千円	9,266 千円
計	7,518 千円	9,399 千円

※ 2. 関係会社に対する資産及び負債

	前事業年度 (2017 年 3 月 31 日現在)	当事業年度 (2018 年 3 月 31 日現在)
預金	170,062 千円	150,384 千円
未払手数料	21,033 千円	60,074 千円

(注) 預金、未払手数料は、その他の関係会社である株式会社横浜銀行との取引により発生した金額を記載しております。

(損益計算書関係)

※ 1. 関係会社に係る注記

	前事業年度 (自 2016 年 4 月 1 日 至 2017 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2017 年 4 月 1 日 至 2018 年 3 月 31 日)
支払手数料	93,745 千円	160,488 千円
委託調査費	92,573 千円	113,668 千円

(注 1) 支払手数料は、その他の関係会社である株式会社横浜銀行との取引により発生した金額を記載しております。

(注 2) 委託調査費は、その他の関係会社である三井住友信託銀行株式会社との取引により発生した金額を記載しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2016 年 4 月 1 日 至 2017 年 3 月 31 日)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	60,000 株	—	—	60,000 株

当事業年度 (自 2017 年 4 月 1 日 至 2018 年 3 月 31 日)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	60,000 株	—	—	60,000 株

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

前事業年度 (自 2016 年 4 月 1 日 至 2017 年 3 月 31 日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金等に限定しており、また、資金調達については、借入によらず、株式の発行により行う方針です。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は、高格付けの金融機関に対する短期の預金であることから、リスクは僅少であります。

当社は、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる運転資金を検討し、充足する十分な手元流動性を維持することで、流動性リスクを管理しております。

営業債権である未収委託者報酬については、その源泉である信託財産を信託銀行に委託しておりますが、信託銀行はその受託財産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻または債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。

営業債務である未払金に関しては、すべてが1年以内の支払期日であります。未払金については、主に当社が受け取った報酬の内から支払われるものであり、リスクに晒されることは無いと考えております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク (取引先の契約不履行等に係るリスク) の管理

当社は、預金を預入れる金融機関の選定に関して、相手方の財政状態及び経営成績、または必要に応じて、格付け等を考慮した上で決定しております。

②市場リスク (為替や価格等の変動リスク) の管理

当社が保有する営業債権・債務は、短期金融商品に限定されているため、これらに関する市場リスクは非常に低いものと考えております。

③流動性リスク

当社は余剰資金を預金のみで運用しております。支払状況などを随時確認し、運転資金の状況を把握することにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2017年3月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	268,308	268,308	—
(2) 未収委託者報酬	79,640	79,640	—
資産計	347,948	347,948	—
(1) 未払金	43,075	43,075	—
負債計	43,075	43,075	—

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 預金、(2) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払金

未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注2）金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2017年3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
預金	268,308	—
未収委託者報酬	79,640	—
合計	347,948	—

当事業年度（自2017年4月1日至2018年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金等に限定しており、また、資金調達については、借入によらず、株式の発行により行う方針です。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は、高格付けの金融機関に対する短期の預金であることから、リスクは僅少であります。

当社は、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる運転資金を検討し、充足する十分な手元流動性を維持することで、流動性リスクを管理しております。

営業債権である未収委託者報酬については、その源泉である信託財産を信託銀行に委託しておりますが、信託銀行はその受託財産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻または債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。

営業債務である未払金に関しては、すべてが1年以内の支払期日であります。未払金については、主に当社が受け取った報酬の内から支払われるものであり、リスクに晒されることは無いと考えております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金を預入れる金融機関の選定に関して、相手方の財政状態及び経営成績、または必要に応じて、格付け等を考慮した上で決定しております。

②市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社が保有する営業債権・債務は、短期金融商品に限定されているため、これらに関する市場リスクは非常

に低いものと考えております。

③流動性リスク

当社は余剰資金を預金のみで運用しております。支払状況などを随時確認し、運転資金の状況を把握することにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

当事業年度（2018年3月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	151,653	151,653	—
(2) 未収委託者報酬	193,333	193,333	—
資産計	344,987	344,987	—
(1) 未払金	115,165	115,165	—
負債計	115,165	115,165	—

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 預金、(2) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払金

未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注2）金銭債権の決算日後の償還予定額

当事業年度（2018年3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
預金	151,653	—
未収委託者報酬	193,333	—
合計	344,987	—

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度 (2017年3月31日現在)	当事業年度 (2018年3月31日現在)
繰延税金資産 (千円)	繰延税金資産 (千円)
未払事業税 424	未払事業税 563
一括償却資産 33	一括償却資産 —
賞与引当金 1,909	賞与引当金 1,979
繰延資産償却超過額 971	繰延資産償却超過額 871
繰越欠損金 85,450	繰越欠損金 110,999
その他 132	その他 146
繰延税金資産小計 88,922	繰延税金資産小計 114,560
評価性引当額 <u>△88,922</u>	評価性引当額 <u>△114,560</u>
繰延税金資産合計 <u>—</u>	繰延税金資産合計 <u>—</u>
繰延税金負債	繰延税金負債
繰延税金負債合計 <u>—</u>	繰延税金負債合計 <u>—</u>
繰延税金資産(負債)の純額 <u>—</u>	繰延税金資産(負債)の純額 <u>—</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度は、税引前当期純損失を計上したため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

前事業年度(自2016年4月1日至2017年3月31日)

1. セグメント情報

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

内国籍投資信託からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

顧客情報については、制度上知り得ないため、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 2017 年 4 月 1 日 至 2018 年 3 月 31 日）

1. セグメント情報

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

内国籍投資信託からの営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

顧客情報については、制度上知り得ないため、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度 (自 2016 年 4 月 1 日 至 2017 年 3 月 31 日)

1. 関連当事者との取引

(1) その他の関係会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (億円)	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の関係会社	株式会社横浜銀行	神奈川県横浜市	2,156	銀行業	直接 34%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	93,745	未払手数料	21,033
						出向者の受入	出向者人件費の支払	59,669	未払費用	238
その他の関係会社	三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区	3,420	信託業及び銀行業	直接 21%	投資の助言	投資助言料の支払	92,573	未払委託調査費	10,300
						出向者の受入	出向者人件費の支払	54,275	—	—

1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等を含めております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 - ① 投資信託に係る事務代行手数料については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。
 - ② 投資助言料については、各助言案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。
 - ③ 親会社との取引のうち受取利息 (預金利息) については、開示対象外としております。
 - ④ 出向者人件費については、出向に関する覚書に基づき、出向者に係る人件費相当額を支払っております。

2. 親会社に関する注記

前事業年度 (2017 年 3 月 31 日現在)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2017 年 4 月 1 日 至 平 2018 年 3 月 31 日)

1. 関連当事者との取引

(1) その他の関係会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (億円)	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の関係会社	株式会社横浜銀行	神奈川県横浜市	2,156	銀行業	直接 34%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	160,488	未払手数料	60,074
その他の関係会社	三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区	3,420	信託業及び銀行業	直接 21%	投資の助言	投資助言料の支払	113,668	未払委託調査費	9,881

1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等を含めております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 - ① 投資信託に係る事務代行手数料については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。
 - ② 投資助言料については、各助言案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。

ます。

2. 親会社に関する注記

当事業年度（2018年3月31日現在）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

前事業年度 （自 2016年4月1日 至 2017年3月31日）	当事業年度 （自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）																
1株当たり純資産額 4,991.71 円 1株当たり当期純損失金額 2,504.45 円	1株当たり純資産額 3,603.29 円 1株当たり当期純損失金額 1,388.42 円																
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。																
(注) 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。	(注) 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。																
<table border="1"><tr><td>当期純損失（千円）</td><td>150,267</td></tr><tr><td>普通株主に帰属しない金額（千円）</td><td>—</td></tr><tr><td>普通株式に係る当期純損失（千円）</td><td>150,267</td></tr><tr><td>普通株式の期中平均株式数（株）</td><td>60,000</td></tr></table>	当期純損失（千円）	150,267	普通株主に帰属しない金額（千円）	—	普通株式に係る当期純損失（千円）	150,267	普通株式の期中平均株式数（株）	60,000	<table border="1"><tr><td>当期純損失（千円）</td><td>83,305</td></tr><tr><td>普通株主に帰属しない金額（千円）</td><td>—</td></tr><tr><td>普通株式に係る当期純損失（千円）</td><td>83,305</td></tr><tr><td>普通株式の期中平均株式数（株）</td><td>60,000</td></tr></table>	当期純損失（千円）	83,305	普通株主に帰属しない金額（千円）	—	普通株式に係る当期純損失（千円）	83,305	普通株式の期中平均株式数（株）	60,000
当期純損失（千円）	150,267																
普通株主に帰属しない金額（千円）	—																
普通株式に係る当期純損失（千円）	150,267																
普通株式の期中平均株式数（株）	60,000																
当期純損失（千円）	83,305																
普通株主に帰属しない金額（千円）	—																
普通株式に係る当期純損失（千円）	83,305																
普通株式の期中平均株式数（株）	60,000																

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2018年12月3日

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 松崎 雅則 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 山田 信之 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているスカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第5期事業年度の中間会計期間（2018年4月1日から2018年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社の2018年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2018年4月1日から2018年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（監査報告書の謄本を添付しております。）

1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(1) 中間貸借対照表

期別		第5期中間会計期間末 (2018年9月30日現在)	
		内訳(千円)	金額(千円)
科目	注記番号		
(資産の部)			
流動資産			
預金			128,338
未収委託者報酬			214,053
前払費用			204
流動資産計			342,596
固定資産			
有形固定資産			2,413
建物	※1	732	
器具備品	※1	1,680	
固定資産計			2,413
資産合計			345,009
(負債の部)			
流動負債			
未払金			128,094
未払手数料		104,236	
未払委託調査費		19,955	
その他未払金		3,903	
未払費用			671
預り金			666
未払法人税等			1,640
未払消費税等			3,968
賞与引当金			6,667
流動負債計			141,709
負債合計			141,709
(純資産の部)			
株主資本			
資本金			300,000
資本剰余金			300,000
資本準備金		300,000	
利益剰余金			△396,699
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		△396,699	
純資産合計			203,300
負債・純資産合計			345,009

(2) 中間損益計算書

期別		第5期中間会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)		
		科目	注記番号	内訳(千円)
営業収益				
委託者報酬			357,083	
営業収益計				357,083
営業費用				
支払手数料			169,762	
広告宣伝費			1,498	
調査費			68,298	
調査費			2,012	
委託調査費			66,285	
委託計算費			21,428	
営業雑経費			15,019	
通信費			181	
印刷費			14,365	
諸会費			472	
営業費用計				276,006
一般管理費				
給料			77,908	
役員報酬			16,743	
給料・手当			51,238	
賞与			3,260	
賞与引当金繰入額			6,667	
法定福利費			1,986	
福利厚生費			40	
保険料			18	
交際費			279	
寄付金			30	
旅費交通費			3,743	
租税公課			1,772	
不動産賃借料			5,072	
固定資産減価償却費	※1		715	
消耗品費			384	
支払報酬料			1,673	
支払手数料			60	
諸経費			136	
一般管理費計				93,822
営業損失				12,745
営業外収益				
雑収入			0	
営業外収益計				0
經常損失				12,744
税引前中間純損失				12,744
法人税、住民税及び事業税				152
中間純損失				12,897

(3) 中間株主資本等変動計算書

第5期中間会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)

(単位: 千円)

	株主資本					株主資本 合計	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
当期首残高	300,000	300,000	300,000	△383,802	△383,802	216,197	216,197
当中間期変動額							
中間純損失 (△)				△12,897	△12,897	△12,897	△12,897
当中間期変動額合計	—	—	—	△12,897	△12,897	△12,897	△12,897
当中間期末残高	300,000	300,000	300,000	△396,699	△396,699	203,300	203,300

(重要な会計方針)

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。ただし、建物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 18年

器具備品 4~6年

2. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当中間会計期間の負担額を計上しております。

3. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

なお、仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。

(追加情報)

第5期中間会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)
『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当中間会計期間の期首から適用しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

※1. 有形固定資産の減価償却累計額

	第5期中間会計期間末 (2018年9月30日現在)
建物	157千円
器具備品	9,957千円
計	10,114千円

(中間損益計算書関係)

※1. 減価償却実施額

	第5期中間会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)
有形固定資産	715 千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第5期中間会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
普通株式	60,000 株	-	-	60,000 株

(リース取引関係)

第5期中間会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

第5期中間会計期間末 (2018年9月30日現在)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	128,338	128,338	-
(2) 未収委託者報酬	214,053	214,053	-
資産計	342,391	342,391	-
(1) 未払金	128,094	128,094	-
負債計	128,094	128,094	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 預金、(2) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払金

未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(デリバティブ取引関係)

第5期中間会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

第5期中間会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

第5期中間会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)

1. セグメント情報

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

内国籍投資信託からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

顧客情報については、制度上知り得ないため、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第5期中間会計期間

(自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)

1株当たり純資産額 3,388.33 円

1株当たり中間純損失金額 214.95 円

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注) 1株当たり中間純損失金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

中間純損失 (千円)	12,897
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る中間純損失 (千円)	12,897
普通株式の期中平均株式数 (株)	60,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

公開日 2019年1月10日
作成基準日 2018年12月3日

本店所在地 横浜市西区みなとみらい三丁目1番1号
お問い合わせ先 企画部